

## 司法書士、行政書士どう違うのか

総務省認可が行政書士で法務省が司法書士となります。

公正証書遺言書の作成、相続調査、相続人確定、遺産分割協議書作成は司法書士、行政書士ともに行うことができます。

定款の作成、公証人役場での認証手続きもそうです。

行政書士は、役所に対する各種許認可手続き、自動車登録他、外国人の在留資格申請など自治体に提出する申請書類などを作成するのが業務となります。

相続登記、相続放棄については司法書士の仕事で行政書士はできません。

行政書士は、裁判所の手続きには一切関与できません。

それは司法書士の仕事になります。

会社設立の登記となれば法務局ですので司法書士にしかできません。

さらに別な士業になりますが相続税申告はあくまで税理士にしかできません。

代理人として他の相続人と交渉したり、調停や審判での訴訟代理人としての業務は弁護士にしか認められておらず、遵守しなければ弁護士法違反となります。

相続問題で紛争化することが起きそうも無ければ弁護士は不要です。

料金ばかり高くなります。

前述の相続登記(不動産名義を相続人に変更)が発生する場合は司法書士になりますので遺言作成から司法書士に頼むべきでしょうし、不動産(土地、マンション、家屋、アパート他)を幾つも所有しているのでなければ行政書士で何の問題もありません。

**Pals solutions -report2**

分析官 石栗 康春